

## 【 契約書別紙 】

介護予防通所リハ・通所リハ  
みどり荘デイケアセンター

### 1. 提供するサービス

曜日	時 間	入浴	送迎	食事	内 容
月	～				
火	～				
水	～				
木	～				
金	～				
土	～				

中山間地域加算 5% あり・なし

### 2. 利用料金

別紙参照してください。

- ① 提供を受けるサービスの介護保険の支給限度額を超えた部分は、介護保険が適用になりませんので自己負担（10割）となります。
- ② 毎月の利用料は、口座引き落とし又は現金にて15日までにお支払い下さい。

### 3. サービス相談窓口

鯖江ケアセンターみどり荘

電 話 : 0778-51-7540

受付時間 : 月～土曜日 9:00～17:00

担当者 : 山岸 優弘

## 介護予防通所リハビリ・通所リハビリ説明書

令和6年4月1日

### 1. 事業者概要

事業者名称： 医療法人 東山会  
所在地： 鯖江市中野町33-20-1  
代表者： 斎藤 道夫

### 2. みどり荘デイケアセンターの概要

指定番号： 1850780022  
所在地： 鯖江市中野町33-20-1  
電話： 0778-51-7540

### 3. ご利用施設であわせて実施する事業

介護法人保健施設	鯖江ケアセンターみどり荘
短期入所療養施設	〃
訪問看護	みどり荘訪問看護ステーション
居宅介護支援	みどり荘居宅介護支援センター
通所介護	憩の里デイサービスセンター

短期入所療養施設・訪問看護・訪問介護・通所介護は同時に介護予防事業も行っています。

### 4. 施設の目的と運営の方針

介護保険法に従い、ご利用者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、利用者に対して、通所リハビリテーションを提供します。

### 5. 営業時間

営業日： 月～土曜日  
日曜日はお休みです。  
営業時間： 8：30～17：30  
但し、営業時間についてはご相談に応じます。

### 6. 通常の実施地域

鯖江市、越前市

### 7. 利用料

介護保険自己負担額（1割の方です）

\* 介護予防通所リハ（月当たり）

要支援1	2053円+サービス提供体制強化加算88円
要支援2	3999円+サービス提供体制強化加算176円
運動機能向上加算	225円
栄養アセスメント加算	50円
栄養改善加算	150円
栄養スクーリング加算（Ⅰ）（Ⅱ）	20円・5円
口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）	150円・160円
若年性認知症加算	240円
生活行為向上加算	562円（開始より6ヶ月以内）

科学的介護推進体制加算	40円	
事業所評価加算	120円	
介護職員処遇改善加算(1)		上記加算の4.7%
介護職員等特別処遇改善加算(1)		上記金額の2.0%

\*通所リハ (1回当たり)

	7～8時間	6～7時間	5～6時間
要介護1	708円	670円	579円
要介護2	841円	797円	692円
要介護3	973円	919円	787円
要介護4	1129円	1066円	793円
要介護5	1282円	1211円	919円
リハ提供加算	28円	24円	20円

その他の時間帯の金額は利用料一覧を参照して下さい。

その他保険適用分	8時間～14時間まで	50円/時間
	サービス提供体制強化加算	22円
	中重度ケア体制加算	20円
	入浴介助加算(I)(II)	40円・60円/回
	リハビリマネジメント加算(A)イ・ロ	560円・593円
	リハビリマネジメント加算(A)イ・ロ6ヶ月以上	240円・273円
	リハビリマネジメント加算(B)イ・ロ	830円・863円
	リハビリマネジメント加算(B)イ・ロ6ヶ月以上	510円・543円
	短期集中リハ加算(3か月以内)	110円/回
	若年性認知症加算	60円/日
	認知症短期集中リハ加算(I)	240円/日
	認知症短期集中リハ加算(II)	1920円/月
	社会参加支援	12円/日
	生活行為リハ加算6か月	1250円/月
	栄養アセスメント加算	50円/月2回
	栄養改善加算	200円/回
	口腔栄養スクリング加算(I)(II)	20円・5円/月
	口腔機能向上加算(I)(II)	150円・160円/月
	重症者療養加算	100円/日
	中山間地域加算 対象者のみ	全体の5%
	・介護職員処遇改善加算(1)	上記金額の4.7%
	・介護職員等特定処遇改善加算(1)	上記金額の2.0%
	・介護職員等ベースアップ等支援加算	上記金額の1%

#### 施設利用料

- ・日常生活費・教育娯楽費
  - 50円(税込55円) おしぼり・ティッシュ・口腔ケア用品等
  - 100円(税込110円) タオル・バスタオル等入浴に係るもの
 なお、各自で持参する場合は、費用はかかりません
- ・食事代
  - 昼食代 620円
  - 夕食代 600円
- ・おやつ代 80円

・理美容代	実費（1,700～6,000円）			
・おむつ代	布	33円	尿取りパット	33円
	平オムツ	52円	リハビリパンツ	105円
	テープ止め	小 125円	大 155円	
・営業時間外料金	200円（1時間当たり）			
・要支援の方の入浴料	500円/回			

## 8. サービス内容

- ① このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減または悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ② サービスの提供は、親切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないところがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- ③ 通所リハビリテーション計画  
当社では、サービスの提供にあたる医師・理学療法士・作業療法士が、診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同してあなたの心身の状況、ご希望及びその置かれている環境に合わせて、リハビリテーションの目標、その目標を達成する為の具体的なサービスの内容を記載した、通所リハビリテーション計画を作成致します。  
計画書が居宅サービス計画で作成されている場合は、それに沿って作成するものとします。

## 9. 担当職員

医師	上田 隆夫、齊藤 隆治
作業・理学・言語	2名以上
看護職員	2名以上
介護職員	10名以上

上記の責任者は、山岸 優弘 です。

## 10. 緊急時の対処方法

<利用者の主治医>

氏 名：  
医療機関名称：  
所在地：

電話番号：

<協力医療機関>

医療機関名称： 斎藤病院  
所在地： 鯖江市中野町 6-1-1  
電話番号： 0778-51-0593

## 11. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該市町村、御家族、担当居宅介護支援事業所に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の故意過失が無い場合には、この限りではありません。

## 1 2. 苦情発生時の対応

みどり荘デイケアセンターのサービス内容等において、苦情・相談御意見等あれば承ります。

\* 責任者：山岸 優弘

TEL 0778-51-7540

\* 苦情相談窓口

みどり荘デイケアセンター 9:00～18:00（月～土）

鯖江市中野町 33-20-1

上記以外の時間帯はみどり荘事務室にて受け付けております

\* 公共の連絡先

鯖江市役所：長寿福祉課

電話 0778-53-2218

越前市役所：介護保険室

電話 0778-22-3715

越前市役所今立総合支所：福祉センター介護保険

電話 0778-43-7836

越前町本庁高齢福祉課

電話 0778-34-1234

国民健康保険連合会：介護保険室

電話 0776-57-1611

\* 体制及び手順

- ・担当者は、色々な苦情を受付し、調査確認記録をとり責任者に報告します。
- ・苦情責任者は、苦情の実態を調査し、家族や居宅介護支援事業者等関係者の証言をいれ申し出人との話し合いの解決に努めます。
- ・上記にて解決できないときは、各市町村または国保連合会の担当者に報告し、指示を仰ぎます。

## 1 3. 記録の開示

利用者またはご家族の求めがあった場合は、サービス提供記録等開示いたします。

## 1 4. 個人情報の保護

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行なうこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## 1 5. 虐待防止について

当事業所は、全職員挙げて虐待防止に努めております。

虐待防止責任者 所長 上田 隆夫

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

16. 身体拘束について

当事業所は、身体拘束を原則行わない。但し、利用者の生命または身体を保護する為に緊急やむを得なく身体拘束を行う場合は、家族同意のもと状況などを記録する。

17. 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

# 同 意 書

私は、介護予防通所リハ・通所リハ事業所 みどり荘デイケアセンターを利用するに当たり、次の事項にあたる説明を受けましたので、同意します。

- ① 利用契約書、契約書別紙（サービス内容）、説明書（利用料金など）の説明
- ② サービス提供にあたり、サービス担当者会議などに利用者及び利用者の家族の情報などを医療機関、主治医、居宅介護支援事業所などに提供すること等。

令和 年 月 日

<ご利用者様>

住 所

氏 名

<ご家族>

住 所

氏 名

みどり荘デイケアセンター

所長 上田 隆夫

説明者 \_\_\_\_\_